

ロボットは人格か、モノか、それ以外か

David Gunkel 著 *Person, Thing, Robot* と関係論的転回

清水颯*

1 はじめに

David J. Gunkel の *Person, Thing, Robot: A Moral and Legal Ontology for the 21st Century and Beyond* (2023) は、ロボットの道徳的・法的地位をめぐる既存の存在論的枠組みを問い直す著作である。本書は、Gunkel がこれまで展開してきた「機械の問い (Machine Question)」に関する三部作の最終作にあたる。この三部作は、ロボットや AI の道徳的・法的地位をめぐる問題を探究するプロジェクトである (いずれも MIT Press から出版)。それぞれ簡単に並べると以下のようになる。

1. *The Machine Question: Critical Perspectives on AI, Robots, and Ethics* (2012)

ロボットの道徳的行為者 (moral agent) および道徳的被行為者 (moral patient) としての道徳的地位を問い直し、ハイデガーやレヴェナスに言及しながら、「別様に考える (thinking otherwise)」という視点を提示する著作。

2. *Robot Rights* (2018)

「ロボットは権利をもちうるか、あるいはもつべきか」という問いを通じて、人間中心主義的な権利概念を批判し、関係論的転回の視点から「別様に考える (thinking otherwise)」ことでロボットの道徳的地位を巡る議論の再構築を試みる著作。

3. *Person, Thing, Robot: A Moral and Legal Ontology for the 21st Century and Beyond* (2023)

「人格／モノ」という歴史的かつ西洋的な存在論的二元論を振り返りつつ、

* 北海道大学文学院博士後期課程／人間知・脳・AI 研究教育センター (CHAIN)
電子メール: shimizu.hayate.z4@elms.hokudai.ac.jp

ロボットはその既存の二元論に収まらない存在であることを示唆し、従来の道徳的・法的枠組みを問い直す著作。

Gunkel は、この三部作で一貫して「関係論的転回 (relational turn)」という観点から、ロボットや AI を含めた新たな倫理的・法的枠組みに向けた問題提起をしている。本書もその一環である。三部作の最終作と言っても、長年の取り組みの結論が示されるわけではない。実際に Gunkel が、本書は「旅の出発点であり、目的地ではない」と言うように、新たな枠組みを結論として提示するのではなく、問題提起のための招待状 (invitation) を提供するものである (p. xi)。

本書は、ロボットを単なる「モノ (thing)」として扱うべきか、それとも「人格 (person)」として認めるべきかという問題を扱いながら、そのいずれにも完全には当てはまらないロボットの存在が、従来の「人格」と「モノ」の二分法を揺るがす可能性を読者に示す。

本稿は、Gunkel の挑戦を詳細にまとめ、その挑戦的著作の全体像を解説することで、日本の読者に向けて「機械の問い」をめぐる Gunkel の招待状を共有することを目指す。また、最後に関係論的転回において、今後継続的に議論されるべきだと思われる論点を指摘する。紙幅の関係上、すべての議論 (特に歴史的な背景の説明) に触れることはできないので、最終的には本書を読むことを推奨する。なお、本書はオープンアクセスで読むことができる¹。

2 *Person, Thing, Robot* の問題設定 (イントロダクションから 6 章まで)

2-1 *Person, Thing, Robot* はなぜ書かれたのか: イントロダクション

まずは、イントロダクションに Gunkel が本書を執筆する問題意識のエッセンスが詰まっているため、やや詳細に見たい。「人格」と「モノ」の二元論的な区別は、何世紀にもわたって西洋の倫理と法を形成してきた。カントが、手段として扱ってよい「モノ」と、尊敬の対象である「人格」を区分したように、この二分法は排他的な構造をもっている (p. 1)。

さて、ロボットはどうだろうか。私たちは日常的に、ロボットや Siri、Alexa などの音声アシスタントに対して感謝を伝えるなど、本来モノに向ける態度では

¹ 次のリンクからアクセスできる。 <https://bit.ly/Gunkel-PTR>

ないものを向けることがある。これは、「人格かモノか」という境界線が曖昧であることを示唆している。実際に、私たちの倫理と法は、その排他性を批判的に問い直し（奴隷や女性、人種差別の歴史に一目瞭然であろう）、これまで排除されていたり、周縁化されていた多くの他者を包含することで、進歩してきた。そうであれば、ロボットも新たな道徳的・法的な他者として現れるかもしれない。

実際に、「ロボットの権利」をめぐる議論はすでにある。当時は SF 的な問題であったが、最近のロボットの権利に関する議論は、現実の法的および哲学的議論へと移行しており、いくつかの著作も出版されている。また、学問的関心にとどまらず、現実にも変化をもたらしている。例えば、欧州議会が 2016 年に「自律型ロボット」を「特定の権利と義務を有する電子人格 (electronic persons)」として認める提案をした (p. 4)。ほかにも、ペンシルベニア州の 2020 年施行の法律では、自律走行型配達ロボットを歩行者として分類している (同上)。それゆえ、「ロボットの権利は、未来の問題ではない。それは今そしてここで重要な問題なのである」 (p. 5)。

Gunkel は、現状のロボットの権利をめぐる議論は、擁護者 (Advocates) と批判者 (Critics) に二分されており、つまり「ロボットや AI には、何らかの社会的認識や保護が必要である」という議論と、「ロボットや AI に道徳的または法的地位に準ずるものが与えられるという考え方は間違っており、危険な発展である」という議論が対立していると診断する。この対立は、結局のところ、「ロボットは人格かモノか」という二分法の下でのみで考えられると、解決することはない。それゆえ Gunkel は、この二分法を脱構築して、ロボットが帰属する第三のオルタナティブである存在論的カテゴリーの可能性を問うことで、新たな議論へと誘うことを目論んでいるのだ (p. 10)。

しかし、ローマ時代以来、長年にわたって支配してきた人格とモノの二分法を脱構築する必要があるのだろうか。Gunkel は、その理由を三つ提示する。一つ目は、二元論的思考の限界である。ある存在を、人かモノかと分類することはあまりにも硬直的であり、これまでも女性、奴隷、動物を人格から排除するなど、後に不当であると認識されたケースが数多くある (p. 13)。二つ目は、ロボットや AI システムが人格かモノか、と問うことの行き詰まりである。両立場とも、一見して説得力のある議論を提示するが、論争は平行線で進展しそうもない。Gunkel はこの状況を、カントのコペルニクス的転回以前の合理主義と経

験主義の対立と似ていると指摘している (p. 15)。三つ目は、西洋の自民族中心主義 (Ethnocentrism) である。西洋的な伝統では、人格とモノという二元論を強調してきたが、他の文化では異なる存在論が存在する。Gunkel はラコタ族に言及している (p. 16)。

こうした背景のもと、Gunkel は、人格かモノかの二元論ではなく、道德と法の存在論全体を再検証する脱構築的なオルタナティブを模索していく。

2-2. モノ／人とは何か？：第二-三章

Gunkel は第二章「Things」で「モノとは何か？」という問いから始める。人格に対するモノという区別の歴史は長く、ローマ法学者ガイウス (Gaius) が、法の主題を構成する 2 つのカテゴリーとして人格とモノに言及して以来のものである (p. 23)。また、私たちは日常的にモノと関わっており、その偏在性は「モノとは何か」という存在論的問いを見えなくする。ハイデガーが代表的であるように、モノとは道具であると理解されると (道具主義)、それ自体が何であるかという問いは隠れるのである (p. 24)。ここで論争となるのは、「モノとは何か」というよりも、これほどまで伝統に根付いた「モノ」という概念に、ロボットは含まれるのだろうか、というものである。

この論争は、「ロボットは単なるモノである」という立場 (批判) と、「ロボットは単なるモノ以上の存在である」という立場 (擁護) に大別される。前者によれば、ロボットは人工物であり、いかに高度なものであっても、権利や義務の主体ではない (p. 30)。しかし近年、モノ以上のような扱いを受けるロボットが登場している。自律性や社会的相互作用により、一部のロボット (AIBO や Jibo) は単なる物体として分類されるのではなく、モノと人の中間的な存在として、「準他者 (quasi-other)」の地位を占めると主張する議論も出てきた (p. 29)。擁護者は、ロボットは従来モノとされてきた他の人工物と違い、近い将来には権利の主体になると考える (p. 34)。

この立場はどちらも、ロボットは人かモノかと問うことで、特定の基準からロボットを分類しようとするが、それらは三つの困難を抱える。Gunkel は、それを規定 (Determination)、検出 (Detection)、決定 (Decision) として特徴づける (p. 40-7)。まず規定の問題とは何か。それは、何がモノであるかという普遍的な定義は存在しないというものだ。次に検出の問題は、それがモノという特性

をもっていることをどのように知るのか不明確である、というものだ。最後に決定の問題は、モノと人格との区別は自然なものではなく、権力構造の産物でもあり、結局のところ「誰が決めたのか」に影響される、というものだ。

現状の法的枠組みでは、ロボットはモノであるというのが常識的な理解であるが、人格とモノは歴史的に構築された二分法であり、ロボットがその境界事例として問題を投げかける存在となる。それでは、ロボットは人格なのだろうか。

Gunkel は第三章「Persons」で、日常的な用法ではしばしば「人間 (human being)」と同義語として用いられる「人格 (person)」の用語が意味するものの広さと歴史的背景の説明から始める (p. 50)。英語の person という語は、ラテン語の persona に由来し、もともとは舞台上で演者が着用するマスクを指していた。その後、主に西洋世界の中で、person は人間の本質ではなく社会的役割を示すようになった (p. 51)。そして主に、「形而上学的人格 (Metaphysical person)」、「道徳的人格 (Moral person)」そして「法的人格 (Legal person)」の三つに分化する。

形而上学的概念、および道徳的概念における「人格」に関しては、哲学史的にはロックが理性や反省的な自己意識をもつ知的な存在として定義し、デネットらへと流れている (p. 52)。共通しているのは、人間の内部にある特性や能力が「人格」の条件を決定するという考え方であり、これはいかにして内部の個人的特性を規定 (determination) し、検出 (detection) し、定義 (definition) するのかという同型の困難を抱える。

法的人格は、特性によって定義されるのではなく、法制度における外部からの承認によって定義される。法学者の Ngaire Naffine (2009 年) は、法的人格とは、「ある実体や存在が法律上行為することを可能にし、[...] 権利と義務を負う能力を獲得するための、形式的な中立的な法的装置である」と説明している (p. 54)。これが明らかにするのは、人間であるが人格ではない存在 (奴隷など)、人間ではないが人格である存在 (企業など) があることである。

ここで、自然人 (natural person) と法的／人工的人格 (legal/artificial person) の区別が持ち込まれる²。前者は生まれながらに人であるが、後者は法的な装置

² 本稿では、person を「人格」と訳してきたが、natural person は法学上「生身の人間」を指すものとして「自然人」という訳語が定着しており、かつ内容上も適切だと思われるので、「自然人」と訳している。一方、legal/artificial person は、法的主体としての地位を指す概念であり、法人と重なる部分もあるが、日本語の「法人」は、corporation も法人と訳すということからもわかるように、一般に企業や団体を指す法的概念として広く定着しており、法的に人格が認められるとい

として外的に認められた人格である。たしかに、ロボットや AI システムは生まれながらの人ではないかもしれないが、政府や法が認めれば、人格になりうるのである。あるいは、生まれながらの人がもつ性質をロボットがもつとみなされれば、自然人としての身分さえ獲得できるかもしれない。ここで、ロボットは人格なのか、という最終決定を下すことはできないが、Gunkel は「何が人格なのか？」という問いの中にある「人格」が何を意味しているのかという背景に敏感である必要性を説く (p. 61-3)。Gunkel は引き続き、二章に分けて、「ロボットは自然人か？」(第四章)と「ロボットは法的(人工的)人格か？」(第五章)という同様の問いを丁寧に深めていく。

2-2. ロボットはいかなる意味で「人」となりうるか? : 第四-六章

自然人 (natural person) は定義上、この世に生まれ、生きており、そして自己意識と有感性があることを含意するので、そこにロボットや AI は含まれないという主張は自明であるように思われる。批判者たちは、Joanna Bryson のように、ロボットは人間が意図的に設計したものであり、いかなる意味でも人ではないと強調する (p. 72)。

Gunkel は、有機体としての自然人の定義 (organic view) は考えられているほど安定していないと指摘し、三つの観点を提示する。一つ目は、境界事例 (marginal cases) の問題である。脳死状態の人や昏睡状態にある人、乳児や認知障害のある人は自然人の定義を部分的に満たすことができない。二つ目は、ハイブリット的な存在の地位の問題である。サイボーグや生物学的キメラなどが技術によって可能となることで、自然物と人工物の境界が曖昧になる。三つ目は、多くの土着文化や非西洋文化では、自然人・非自然人の境界はより流動的であるという点である。Gunkel はここで、日本のいのち (Inochi) 概念に触れ、西洋支配的な枠組みに挑戦している (pp. 76-8)。

一方で、自然人の範囲を拡大することを擁護する人々は、例えば Roberto Esposito のように、自然人としての地位とは「それが何者か」ではなく「それがどんな特性や能力を持っているか」で決まると考える。例えば、理性や自己意識など、定義次第では AI も持っているといふとみなされうる (p. 79)。しかし、特性に

う意味合いが前面に出にくいように思われる。そのため、本稿では legal/artificial person を「法的(人工的)人格」という直訳の日本語を当てている。

基づいて区分する方法は、これまで何度か触れてきた「規定・検出・定義」の困難を抱えてしまう。たとえ自然人としての資格要件が決定されたとしても、ある存在がこれらの基準を満たしているかどうかをどのようにして検証するのか、という課題は残る（一種の他我問題）。それゆえ、ロボットは自然人なのかという問いにまっすぐ答えることは依然としてできない（p. 85）。Gunkel は、自然人としてのカテゴリーの解釈は立場次第であり、そこにロボットや AI が入るかどうかを考えるとという枠組みは不安定なままであると締めくくる（p. 99）。

次に、法的人格あるいは人工的人格の議論が続く。人工的人格は法的構築物であり、その人格性は本質的な性質ではなく法律によって付与されるものである。実際に、AI システムに制限的な法的人格を認めることを提案している。この提案は、AI が既存の契約および責任の枠組みにどのように適合するか、という問題をめぐって議論されてきた。例えば、Shawn Bayern（2019 年）は、AI が管理する LLC（有限責任会社）が、特定の管轄区域ではすでに法的に可能であることを示した（p. 124-5）。このように、企業に対する既存の法的枠組み内で AI の法的人格は機能すると考える論調もあった。当初は、責任や義務の観点から問題があると考えられることが多かったが、限定的な法的人格という概念は実践的なものにまで広がりを見せることになる。実際に、2017 年には、欧州議会が AI システムとロボットを「電子人格」とみなすよう提案するまで至っている（p. 128）。

しかし、ロボットや AI システムに法的人格を認めるかどうかをめぐる批判者と擁護者の議論も、袋小路に陥る。結局は、ロボットは人格かモノか、という議論と同様、両立場ともそれぞれの根拠や憶測、定義に基づいて議論しているからである。つまり、ロボットを「モノ」とみなす理由と同じくらい、ロボットに「人格」というカテゴリーを認める理由も存在するということである（p. 130）。そこで Gunkel は、そもそもモノと人格の二元論に基づいて、ロボットがどちらに当てはまるのか、という議論構成それ自体に問題があるのかもしれない、という方向に舵を取る。第六章では、モノでも人格でもない、両方の性質を併せ持つ「第三の概念」を開発するためのさまざまな提案が検討される。

第六章「Both/And」で Gunkel は、中間的なカテゴリーの歴史的先例として、奴隷制に言及する（p. 136）。ローマ法では、奴隷は完全な人間でも単なるモノでもない独特な地位を占めていた。奴隷のような立場をロボットに認める可能

性はあるかもしれない。しかし、奴隷制とのアナロジーで考えると、いくつかの問題があると Gunkel は指摘する。一つは、刑法と責任の問題である。仮に、自律型ロボットが危害を加えたり犯罪を犯した場合、奴隷と主人の責任分配の問題は非常に複雑になる (p. 145)。もう一つは、歴史的にも道徳的にも大きな問題をはらむ「奴隷」の概念に依存していることである (p. 146)。

さらに、奴隷制とのアナロジーを用いる問題として、西洋中心主義的な偏見を反映することがあげられる。非西洋の思想には、人間以外の存在(動物、河川、道具)を道徳的および社会的ネットワークの一部とみなす関係的な存在論をもつ枠組みがあるのに、モノと人格の二元論に依存したまま、ロボットに両方の性質をもつ「奴隷」という枠組みを押し付けることは、植民地主義的な法的構造を永続させる危険性がある (p. 150)。

Gunkel はそのあと、他の解決策をいくつか提示するが (p. 152-9)、重要なのは、ロボットがいかなる意味で、「人格」たりうるかという議論は、未だ解決されていないということだ。つまり、ここまでの Gunkel の主張は、人格／モノの二分法は数世紀にわたって継続し、西洋の法的・倫理的枠組みを形成してきたが、今や限界がみられるという一点に尽きると言ってもよい。そうであれば、私たちは、この二分法を根本的に再考しなければならない。こうして最終章である第七章では、人格／モノの二分法の脱構築が目論まれる。かなり長い議論が続いたが、Gunkel の真骨頂は最終章に集約されている。

3 *Person, Thing, Robot* と関係論的転回 (7章)

3-1. 「人格かモノか」は普遍的な世界認識の枠組みではない

第七章は「Deconstructing Things (モノを脱構築する)」という題であり、文字通り、デリダの「脱構築」を意識した試みとなる。「モノの脱構築」とは、私たちが対象化、道具化し、人が支配するものという刻印を押してきたモノという概念を問い直し、支配する人格 (person) と支配されるモノ (thing) という構造を脱却することを意味する³。

これまで見てきたように、「人格／モノ」という二元論的な枠組みは、私たち

³ Gunkel はこの人支配の構造から解放されたモノを大文字の T を使って Thing と表現することで差別化している。

の（特に西洋世界の）思考を規定しており、世界を理解するための基盤となっている。それに対して Gunkel は、この枠組みが必然的に正当であるわけではなく、むしろ歴史的・社会的なコンテクストの中で構築され、維持されてきたものであると批判する。しかも、この二元論的な枠組みは、価値中立的な分類ではない。

「モノ」と位置付けられた存在を搾取することを正当化するなど、権力関係を組織化し、強化する構築物でもある（p. 128）。

Gunkel は、再び Esposito の著作（2015）を引用しながら、「人格／モノ」という二元論から、新たな思考のパラダイムへと移行しつつあることを指摘する。その契機が、ロボットという、人格とモノを区別する既存の枠組みを脱構築する存在である（p. 162）。

その後 Gunkel は、モノの存在論に関する議論を経て、西洋哲学の系譜に属さない世界観や認識論を参照することで、「人格／モノ」の二元論で世界を捉えられない思想があることを指摘する。例えば、クリー語（nēhiyawēwin）の世界観では、「有機的／無機的」という区分はあるが、それらの間に優劣はなく、状況に応じて変化する（p. 168）。この分類は固定的ではなく、「wahkohtowin（親族関係）」の概念に基づいて、すべての存在が社会的な関係の中に位置づけられるのである。また、アフリカ哲学の伝統、特にウブントゥ（Ubuntu）においては、「人格」とは生得的なものではなく、社会的な関係によって獲得されるものである（p. 168-9）。Gunkel はその後、儒教にも言及しながら、「人格／モノ」の区別が、実は歴史的・文化的に形成されたものであり、普遍的なものではないことを明らかにする。

3-2. 関係論的転回とその批判、そして応答

Gunkel は、それが人格なのかモノなのか、という存在論的二元論に基づいた倫理ではない、別様の考え方を提示する。そのために持ち出されるのがレヴィナスである。レヴィナスは、西洋哲学の伝統的な序列を覆し、「第一哲学は存在論ではなく倫理である」と主張する（p. 171）。つまり、それが「何であるか」が「どのように扱われるべきか」を決定するのではなく、むしろその逆だということだ。レヴィナスの視点では、私たちの道德判断において、「それがいかに扱われるか（How it is treated）」が先にあり、その扱いによって「それが何であるか（What it is）」という対象の特性が決定される（同）。

このような、Gunkel による道徳判断の序列の逆転（特性ではなく関係が先にある）は、機械の問い三部作で一貫したアイデアである。ロボットや AI と向き合う際、私たちはその特性を完全に理解していなくても、まず扱い方を決定する。つまり、ある存在がどのように倫理的に考慮されるべきかは、対象の内的特性に基づくのではなく、私たちがそれをどのように関係づけ、どのように応答するかによって決まるのである。これを一言で表すと、「その関係性がまずあり、個々の関係項よりも先行する（the relationship comes first and takes precedence over the individual relata）」ということである（p. 172）。Gunkel は、この考え方を「別様に考えること（thinking otherwise）」と呼び、関係論的アプローチを主導したもう一人の論者である Mark Coeckelbergh は、これを「関係的転回（relational turn）」あるいは「関係主義（relationalism）」と表現している。

脱構築や関係論的転回は、しばしば「相対主義（relativism）」であるという批判を受けてきた。この批判は、Vincent Müller（2021）や Kęstutis Mosakas（2021）らによって提起されている。Mosakas は、Gunkel や Coeckelbergh が提唱する「徹底的な関係的倫理（radically relational ethics）」が、極端な相対主義をどのように回避できるのか疑問を呈する。その疑問とは、関係性によって道徳的地位が決定されるのであれば、道徳的地位の客観的な基準が消滅し、「すべてが許され、何でもあり（anything goes）」の極端な倫理的相対主義を生み出すのではないか、というものである（p. 173）。

これに対して Gunkel は、Robert Scott（1976）の議論を引いて、相対主義を無秩序な状態というネガティブな立場ではなく、基準がつねに構築・更新される状況を表すポジティブな立場として捉える。そして、Charles Ess（2009）の「倫理的多元主義（ethical pluralism）」、すなわち絶対主義と相対主義の間の中間的な立場として位置付ける解釈や、Rosi Braidotti や Eduardo Viveiros de Castro などの非西洋的な「パースペクティヴィズム」という用語に依拠して、倫理的判断が異なる歴史的・文化的背景の中で多元的に形成されることを認める方向に読者を誘う（p. 173-4）。

次の批判は、Gunkel らの関係論的転回は「遂行的矛盾（performative contradiction）」である、というものである⁴。この批判を展開する Henrik Skaug

⁴ なお、Gunkel が世界各地で行っている *Person, Thing, Robot* に関する講演では、二つ目の批判として取り上げられたのは非人間化（Dehumanization）であった。

Sætra (2021) は、二つの遂行的矛盾を指摘する。まずは、人間中心主義に関するものである。Sætra は、「関係主義はロボットの権利を考慮し、人間中心主義 (anthropocentrism) を克服することを目指している。しかし、実際には、関係主義は新たな形の人間中心主義 (neo-anthropocentrism) であり、依然として人間の価値や認識に基づいている」と批判する (p. 175)。Sætra の批判によれば、関係論的アプローチにおいても、「人間がどのようにそれらを扱うか (how it is treated)」に基づいて道徳的地位が決定されるならば、それは人間からみた関係性や認識によって決定されることになるため、人間が依然として中心的な役割を果たしている (Sætra 2021, 6)。

Gunkel の応答はこうだ。倫理や法は本質的に「人間の問題 (human trouble)」だから、人間の視点から離れる倫理など幻想である。それゆえ、関係主義が人間の価値や認識から出発することは避けられない。しかし、それがただちに人間中心主義であるとは言えない。つまり、倫理という領域の本性上、人間の認識に依存することは避けられないが、これは「人間中心主義」というラベルで括られることはないということだ。そして、Gunkel の関係主義は「人間中心主義 vs. 非人間中心主義」という対立自体を脱構築することを目指しているから、むしろそのラベリングそれ自体を批判するべきだと考える (p. 176)。

もう一つの遂行的矛盾は、関係主義が「関係が第一である」と主張していながら、結局は「対象の特性 (properties) に依存している」というものである。Sætra が指摘するように、ある存在とどのように関係を持つかは、その存在が持つ特性 (能力や行動特性) によって決まる側面があるのだから、特性は依然として道徳判断に残っているように見える (同)。

Gunkel はこの批判を認める。しかし、道徳判断における「特性の役割」が従来の考え方とは異なることを指摘して、関係論的転回の意義を強調する。関係論的転回は、特性を道徳判断から排除するのではなく、あくまで道徳判断の順序の逆転を指摘するものである。つまり、それがどのような特性を持つかに先立って、倫理的扱いはすでに関係の中で決定されている、という主張である。その意味で、特性の役割は道徳判断に残っているが、あくまで関係によって規定されたあとに、正当化のプロセスとして事後的に (retroactively) 機能するだけなのである (p. 178)。それゆえ、Gunkel による関係論的転回の意義、すなわち「特性 (What) → 倫理的扱い (How)」という従来の思考を逆転させ、「倫理的扱い (How) →

特性 (What)」という新たな倫理の枠組みを提案したことの意義は変わらないというのである。

ここまで見てきたように、本書の議論は、ロボットの道徳的・法的地位に関する単純な「Yes or No」の答えを提供するのではない。モノの脱構築が「人格／モノ」の二分法を超えて、新たな存在論的秩序を構想し、新たな倫理的枠組みへの道を開くということである。これは、ロボットや AI に限らず、動物、環境、人工物など、あらゆる「他者」との関係を再考する契機ともなる。Gunkel は、最後に、これらの議論は「私たち (we)」という集合概念の範囲と限界を問うものであると主張している (p. 181)。

Gunkel による挑戦的な議論の核心は、ロボットや AI そのものではなく、私たちが世界をどう理解し、どのように関与するかという問題にある。ロボットは、モノとしての地位を再考し、既存の概念を超えた倫理的・法的秩序を再構築する必要性を私たちに突きつける存在として描かれている。Gunkel の招待状は、厳密に言えば、ロボットの権利を考えるための招待状ではなかったのだ。その主たるメッセージは、21 世紀以降の「私たちにとっての」新たな倫理・法的体系を築くための気づきを与えるものなのである。

4 関係論的転回の限界と可能性

Gunkel の著作 *Person, Thing, Robot* の紹介にあまりにも多くの紙幅を割いてしまったが、最後にいくつか関係論的転回の意義を確かめるためにも、残されているように見える課題に触れて論を締めたい。それは、関係論的転回がもつ「規範」の問題である。

Gunkel は、関係論的転回をあくまで記述的なものとして提示している。つまり、「私たちの道徳判断は、まず関係の中で形成される」という現象を明らかにするものであり、「関係性によって道徳的地位を規定すべきである」といった規範的主張を意図しているわけではない。このアプローチは、その存在が意識などの存在論的特性を持つかどうかに基づく特性アプローチを道徳判断から排除するものではなく、道徳判断の生起プロセスを記述するものである。ある意味では素朴に見えるが、「倫理的扱いの対象を決定するとは本来そういうものである」という現象学的な記述にすぎないのである。もしここに、道徳的地位は関係性によって規定されるべきだ (特性は根拠にならない) という規範的主張を読み込ん

でしまうと、極端な相対主義である、という批判が再来するのだろう。

たしかに、これは説得的で強力な指摘ではあるが、規範を含まない純粋に現象学的な記述である、というだけで終わることができるのだろうか。実際、Gunkel は、道徳的・法的地位の付与という観点に関係性から切り込んでいる。この時点で、読者に規範的主張が読み取られてしまうのは避けられないように思う。というのも、道徳的地位という概念がすでに、それを取り巻くあらゆる道徳的行為者に対して配慮を要求するという規範を含意するからである。関係性の中で特定の対象が「倫理的に扱われる重要な他者」として認識され、道徳的地位が付与される時、その他者への配慮を要求する一般的な倫理規範が生じていると考えるのが自然だろう。Gunkel は、そもそも道徳的地位をそのような仕方で理解することを批判的に問い直すのだと言うだろうが、やや混乱を生じさせる用語法であることは否定できないのではないか。

この混乱を避けるために、私は、関係論的転回の中に、道徳的地位とは関係ない倫理規範を組み込むことを提案したい。それは、その関係性の中にのみ成立している規範的要求（私にとって重要な他者であると関係の中で決定されたという事実から、私にのみ配慮を要求してくる非常に特定の倫理規範）を、道徳的地位や権利から生じる普遍的な規範的要求から区別するという戦略である。つまり、その関係の中で「私と目の前の対象」の間に生じている特別な倫理規範だけがあるのだ。この規範は、誰を配慮すべきかを反省的に決定するための道徳判断の基準となるような普遍的な倫理規範とは別の次元にある。この規範は、道徳的地位が要求するような普遍的な規範要求に対して、優劣関係にも、対立関係にもない。あくまで、私たちの日常的な倫理実践にすでに浸透した（それゆえに背景化し、問題にされない）関係的な特別な規範である。

この提案は、たんなる用語法の問題として処理されるだけのものかもしれない。それでも、いまだに関係主義への相対主義的批判が続いている論争状況を整理するためにも、今一度、関係論的転回が主張する倫理や道徳判断がどの次元のものなのかを、規範の観点から再確認することは重要な作業であるように思う。関係論的転回の意義とは、私たちの生活に浸透した現象的な倫理的な実践に目を向けなおさせたことであり、特性に基づく道徳判断の正当化プロセスが代替されるわけではないということを強調することにも繋がるだろう。関係論的アプローチと特性アプローチが同じ次元の対立構造をとっているかのよう

化するとミスリードを誘いかねない。

また、Gunkel が本書で応答済みである Sætra の批判にも関連するが、関係論的転回と特性アプローチの関係性については、さらなる議論が必要であるように思われる。関係によって決定される道徳判断と、正当化として事後的になされる特性に基づく道徳的思考が、一見対立するような場面は想像できる。この状況に対して、Gunkel はどう答えることができるのだろうか。

たとえば、「見知らぬ人の命よりも、自分が親しみを感じている目の前のロボットを救いたい」と思った場合を考えてみよう。この判断は関係性によって形成されている。しかし同時に、人間には意識や感覚があり、ロボットにはそれが無いという理解を内面化している場合、特性アプローチに基づいた判断が人間を救うように促す可能性がある。ここには一種の葛藤があると考えることができるだろう。

この状況に対して、Gunkel の関係論的転回が提供できる回答は、「ロボットを救いたいと感じることが間違っているわけではない、私たちの倫理はそのように決定されてしまうのだ」というものかもしれない。さて、このときロボットを救うべきだと感じた関係論的道徳判断が、存在論的な特性基準の道徳判断によって上書きされた、ということになるのだろうか。このように、関係性が倫理判断の「第一段階」を形成し、それに続く事後的正当化の「第二段階」として特性アプローチが関与するのだとすれば、それらの判断間関係をどのように位置づけるべきなのか。この問いも、関係論的転回の規範の問題として位置づけることができる。これらは未解決の問題であり、今後の議論に委ねられるべきテーマであるように思われる。

5. おわりに

以上、この長い書評を書くに至った経緯として、Gunkel を日本に招聘した二件のワークショップがある。2025年2月27日に北海道大学で開催された Workshop: “Moral and Legal Questions about Artificial Agents” と3月3日に AP 東京八重洲で行われた Public Lecture: “Professor David Gunkel on Robot Philosophy and Ethics” である。著者は、前者のイベントではオーガナイザーを務め、後者のイベントでは本書をもとにした Gunkel の講演「Person, Thing, Robot」のコメント

テーターを務めた⁵。著者は Gunkel の日本滞在中、毎日のように関係論的転回について議論し、本書の重要性を深く理解する機会を得ることができた。その経験を機に、日本の読者にも本書の内容を詳細に伝えたいと考えたことが、本書評を書く動機となった。

関係論的転回は、Gunkel や Coeckelbergh によるパイオニア的な仕事にとどまらず、最近では Anna Puzio (2024) の「エコリレーショナルアプローチ (eco-relational approach)」のように、新たな方向性も示されている。今後、この分野へのさらなる参入は十分に価値があるだろう。

また、Gunkel は日本の「いのち (Inochi)」の概念やアニミズムに言及しており、日本から関係論的転回をどのように評価し、新たな視座を提供できるかを整理することは重要な課題となる。ただし、呉羽 (2021) の論文「日本人とロボット——テクノアニミズム論への批判」が指摘するように、「日本はアニミズムの文化だからロボットを受け入れやすい」といった単純化には注意が必要で、経験的証拠に照らした検証を無視することはできないだろう。

少なくとも、ロボットや AI システムが私たちの倫理的・法的景観を変えつつある現状において、ロボットの道徳的・法的地位をめぐる議論はもはや SF の枠内に留まるものではない。本書 *Person, Thing, Robot* を手に取ることは、Gunkel が意図したように、そうした変化に対する新たな倫理的旅路への招待状を受け取ることに等しい。

文献一覧

Gunkel, David J. (2012). *The Machine Question: Critical Perspectives on AI, Robots, and Ethics*. MIT Press.

Gunkel, David J. (2018). *Robot Rights*. MIT Press.

Gunkel, David J. (2023). *Person, Thing, Robot: A Moral and Legal Ontology for the 21st Century and Beyond*. MIT Press.

⁵ 北海道大学のイベントは、宮原克典氏（北海道大学）との共同オーガナイズである（トヨタ財団助成プロジェクト「人間と人工主体の共存のあるべき姿を学際的に問うための新たな枠組み「人工主体学」の構築に向けて」（D21-ST-0012）の主催）。なお、東京のイベントのオーガナイザーは西條玲奈氏（東京電機大学）が努め、ディスカッションには森岡正博氏（早稲田大学）も Speaker として参加していただいた。

Puzio, A. (2024). Not relational enough? Towards an eco-relational approach in robot ethics. *Philosophy & Technology*, 37, 45.

Sætra, H. S. (2021). Challenging the neo-anthropocentric relational approach to robot rights. *Frontiers in Robotics and AI*, 8, Article 744426.

<https://doi.org/10.3389/frobt.2021.744426>

呉羽真 (2021) 「日本人とロボット——テクノアニミズム論への批判」
『Contemporary and Applied Philosophy』 13, 62-82.